

---

## コロケーションサービス利用規約

---

大 阪 中 央 デ ー タ セ ン タ ー

ソフトバンク株式会社  
2015. 7. 1 発行  
5. 0 版

ソフトバンク株式会社(以下、「当社」といいます。)は、お客様に対して、このサービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)の定めに従い、コロケーションサービスを提供するものとし、お客様が当社に対してサービス利用契約申込書(以下、「申込書」といいます。)を提出した時点で、本規約の内容に同意したものとします。

#### [コロケーションサービス]

##### 第1条(定義)

本規約で使用される用語の定義は次のとおりとします。

(1)コロケーションサービスとは、当社が所有又は第三者から賃借している施設(以下、「施設」といいます。)内部において、お客様が利用するサーバ及びこれに関連する機器(以下、「対象機器」といいます。)を設置するために当社が指定した特定の場所(以下、ハウジングスペース)を提供するサービス及びこれに付帯するサービスをいいます。

(2)コロケーションサービスとは、本規約に基づき当社からお客様に対して提供するサービスをいいます。

##### 第2条(コロケーションサービスの遂行等)

1. お客様は、本規約及び申込書の内容に基づき、コロケーションサービスを当社に委託し、当社は、これを受託し、合理的な努力をもって遂行します。
2. 当社は、当社の責任においてコロケーションサービスを第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、当該再委託先に対し、自己と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。
3. 当社は、1ヶ月前までにお客様に書面で通知することにより、コロケーションサービスの内容を変更できるものとします。

##### 第3条(コロケーションサービスの利用)

1. お客様はコロケーションサービスを利用する場合、次の各号の定めを遵守し、承諾するものとします。
  - (1)お客様は、発火発煙その他施設の管理に危険を及ぼす物をハウジングスペースに持ち込んで서는ならないものとします。
  - (2)お客様がハウジングスペースに設置した対象機器その他お客様が管理する物によって当社又は第三者に損害が生じた場合、お客様は、その損害の責任を当社又は第三者に対して負うものとします。

#### 第4条(ハウジングスペース等の変更行為)

1. お客様は、当社の書面による承諾なく、ハウジングスペースの現状を変更する行為(造作を設置する行為を含みます。)を行ってはならないものとします。
2. お客様は、ハウジングスペースの変更行為を行うにあたり、当社が立ち合いを求めたときは、変更する行為を行う際、当社を立ち合わせるものとします。
3. 前各項に基づく変更は、お客様の責任と費用負担により実施するものとします。
4. お客様による変更により当社又は第三者に損害が発生した場合、お客様は、その損害の責任を当社又は第三者に対して負うものとします。

#### 第5条(お客様の持ち込み機器の変更)

1. お客様は、ハウジングスペースに設置する対象機器の構成等の変更を行う場合、事前に当社の書面による承諾を得て、お客様の責任と費用負担により行うものとします。
2. 前項の対象機器の変更により、申込書に定める料金を増減する必要が生じる場合、変更前に、書面により増減後の金額をお客様が支払うことをお客様当社間で合意するものとします。

#### 第6条(お客様による保守作業)

1. お客様は、お客様又はお客様が委託した第三者がハウジングスペースに設置されている機器の保守作業を施設内で行う場合、事前に保守作業の内容、作業する者の名称又は氏名その他当社が求める事項を当社に連絡し、当社の承諾を得るものとします。
2. 当社は、事故防止、セキュリティ確保その他必要な場合、お客様に対して保守作業の内容の変更及び中止を求めることができるものとします。
3. お客様は、保守作業を委託する第三者に対し、本規約に基づきお客様が負う義務を再委託先に遵守させるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとします。
4. 当社は、前各項による保守作業に起因する対象機器の障害その他の不具合に関して、いかなる責任も負わないものとします。

#### 第7条(必要な処置)

当社は、ハウジングスペースに設置された対象機器においてお客様が運営するシステムにより当社の事業の遂行に支障が生じ又はそのおそれがあると判断した場合、お客様に対して、対象機器の変更、撤去、運営するシステムの改善その他必要な処置を求めることができるものとし、お客様はこれを承諾するものとします。かかる当社の要求により生じる費用の負担及びその内容は誠意を持って協議するものとします。

#### 第8条(コロケーションサービス仕様の変更)

1. 当社は、ハウジングスペース及び当社が設置した附属設備によって提供される環境を、当社の判断で変更することができるものとし、当該変更が当社の事情による場合、当社が費用を負担するものとします。
2. 前項に基づく変更を行う場合、当社は変更の内容を、お客様に対して事前に通知するものとします。

#### 第9条(貸与されたID カードの取扱い等)

1. お客様は、施設への入館及びハウジングスペースへの入室のために当社又は施設の管理者から貸与を受けたID カードの使用及び管理について責任を負うものとします。
2. お客様は、ID カードを当社又は管理者から許可された目的の範囲内においてのみ使用するものとし、第三者に貸与するなどの行為を行ってはならないものとします。
3. お客様は、紛失その他ID カードに関する事故が発生した場合、直ちに当社又は管理者に連絡しなければならないものとします。

#### 第10条(公序良俗等に反する目的のための利用禁止)

1. お客様は、公序良俗又は強行法規その他の法令に反する目的、用途のためにコロケーションサービスを利用していないこと及びしないことを当社に対して表明し、保証するものとします。
2. お客様が前項に反する利用を行っている場合、当社が認知した場合、当社は何らの催告なく、直ちに本規約を解除することができるものとします。

#### 第11条(インターネットからの脅威)

当社が提供する回線サービスを介した外部からの不正アクセス、ウィルスによる攻撃その他の脅威に対する対応は、お客様自身の責任で行うものとし、当社は責任を負わないものとします。

#### 第12条(サービス提供の停止)

1. 当社は、コロケーションサービスに係る設備・システムの保守・障害の復旧その他の止むを得ない事由がある場合、コロケーションサービスの提供を停止することができるものとします。
2. 当社は、コロケーションサービスを停止する場合は、その理由とサービス停止時間を停止予定日の5日前までにお客様に対して事前に連絡するものとします。  
ただし、当該停止措置が緊急の必要性に基づくものであり、事前の連絡が困難である場合はこの限りではありません。
3. 前各項に基づき行われたコロケーションサービスの提供の停止によってお客様に生じた損害について、当社はその責任を負わないものとします。

#### 第13条(お客様の申出による本規約の終了)

申込書に定めるコロケーションサービスの実施期間が満了する前にお客様がコロケーションサービスの終了を望むときは、お客様が希望する本契約終了日の60日前までに、当社に対し解約する旨を書面により通知し、当社の書面による同意を得ることにより、コロケーションサービスを当該終了日をもって終了させることができるものとします。ただし、当該終了日が第15条の最低利用期間にかかる場合、お客様は終了日から最低利用期間満了日までの期間の料金の相当する違約金を支払うものとします。

#### 第14条(契約終了後の措置)

1. コロケーションサービスが終了した場合、お客様はコロケーションサービスが終了する日又は当社が指定する日までに、以下に定める措置を講ずるものとします。

(1)お客様がコロケーションサービスを利用している場合、施設内又はハウジングスペースに設置した対象機器を収去し、第4条による変更行為によって変更されたハウジングスペースの変更箇所を原状に復した上、当社に明け渡すものとします。なお、収去又は原状回復に要する費用はお客様が負担するものとします。

2. 前項に定める収去、又は原状回復をお客様が行わない場合、当社は、自己の判断で対象機器を解体したのちお客様に返送その他の処分を行い、ハウジングスペースを原状に復するために必要な行為を行うことができるものとします。なお、これに要した費用はお客様の負担とします。

3. 前各項に基づく収去、原状回復行為又は停止によって生じた対象機器の滅失、毀損、システム(情報資産を含む)の不具合その他の事故について当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第15条(サービス実施期間)

コロケーションサービスの実施期間は申込書に記載の通りとします。ただし、最低利用期間はコロケーションサービスの提供を開始した日から起算して1年とします。

#### 第16条(料金及び支払)

1. お客様は、当社に対して、申込書に定めるコロケーションサービスの料金を支払うものとします。

2. お客様は、当社に対して、課金開始日の属する月及び本規約終了日の属する月について、利用日数が1ヶ月に満たない時、日割(暦日数)課金によって定められる料金を支払うものとします。(1円未満切捨て)

3. 当社は、本規約の定めに従い、当該料金及びこれに課される消費税等をお客様に請求するものとします。お客様は、かかる請求に従い、当社が指定する期日までに当社が別途指定する銀行口座に宛て現金で料金を支払うものとします。なお、支払いに要する費用はお客様の負担とし、また、料金は、いかなる事由があっても返金されないものとします。

---

第17条(利用料の改定)

1. 当社は、最低利用期間経過後、品質の維持・向上を目的として、利用料を改定することができるものとします。
2. 当社は、公租公課、経済情勢および環境政策の変化その他の事由により、利用料を改定することができるものとします。
3. お客様は、電力会社による電気料金の改定が行われた場合、利用料金の改定に反映されることを予め承諾するものとします。

[一般条項]

第18条(個人情報の取扱い)

1. お客様は、当社に対し、お客様の有する個人情報(情報に内包されるデータにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。以下同じ。)を提供する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならないものとします。
2. 当社は、当社の定めるプライバシーポリシーに定めるところにより、お客様の個人情報をコロケーションサービスの提供に必要な範囲で利用するものとします。
3. お客様及び当社は、お客様が当社に提供した個人情報について下記事項を遵守するものとします。
  - (1)個人情報の授受に関しては、窓口を明確にし、厳密に運営を行うこと。
  - (2)個人情報の利用が終了した場合、当社が個人情報を破棄し又はお客様に返還するまでは「授受の証跡」を保存すること。
  - (3)前各号に掲げる事項の他、個人情報を機密として管理する上で必要な措置をとること。
4. 当社は、前項に定める場合を除き、コロケーションサービスの遂行に際して、お客様より当社に提供された個人情報を当社の業務委託先であるパナソニックインフォメーションシステムズ株式会社に対して提供する場合があります。
5. 当社は、お客様から提供された個人情報がコロケーションサービスを提供する上で必要でなくなったときは、すみやかにこれらを返却又は破棄するものとします。

第19条(秘密保持)

お客様及び当社は、コロケーションサービス実施期間中及びその終了後2年間、コロケーションサービスの遂行の過程で相手方から秘密である旨を明記した書面により開示された情報((個人情報を含む)以下秘密情報といいます)を、相手方の事前の書面承諾なく、相手方から指定された目的以外に使用せず、また第三者に開示又は漏洩してはならないと共に、自己の従業者等に対してもこの趣旨を徹底させ、遵守させるものとします。但し、開示前に既に所有していたもの、開示前に既に公知であったもの、開示後に自己の責によらず公知となったもの、開示につき正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示されたもの、又は相手方から開示された秘密情報とは関係なく独自に作成されたものは、秘密情報でないものとします。

#### 第20条(責任範囲)

1. 当社による本規約に基づくコロケーションサービスの履行又は不履行に関してお客様に損害が生じた場合における当社のお客様に対する責任は、当社の責に帰すべき事由により現実にお客様に生じた通常の直接損害に限られ、当社のお客様に対する損害賠償額は、当該損害発生時点から溯って12ヶ月間における支払済の料金(一括払取引又は年額払取引の場合は、申込書記載の合計金額)を累積限度とするものとします。
2. 当社は次の各号のいずれかに該当する事由で発生した障害に対しては一切責任を負いません。
  - (1)お客様又はお客様の関係者による不適切な使用、誤用及び使用にあたっての不注意、事故及び火災、風水害等の天災地変による障害
  - (2)お客様の責に帰すべき事由による障害
  - (3)その他お客様当社いずれの責にも帰しがたい事由による障害
3. 本規約に定めるコロケーションサービスに関わる当社の責任は、コロケーションサービスに関する当社の全ての責任を定めたものであり、当社の責任はこの範囲に限定されるものとします。また、当社は、前二項以外のいかなる保証(商品性、特定目的への適合性、非侵害等全て)も致しません。

#### 第21条(遅延利息)

お客様は、本規約による金銭債務の履行を遅延した場合には、当社に対して、年14.5%に相当する額を遅延利息として支払うものとします。

#### 第22条(実施期間)

1. コロケーションサービスの実施期間は、申込書に記載の通りとします。但し、期間満了の60日前までにお客様及び当社のいずれからもコロケーションサービスを継続しない旨の書面による申し出がないときは、本規約は同一条件で更に1年間継続するものとし、以後もこの例によるものとします。
2. 本規約が期間満了又は解除等により終了した場合においても、本項並びに第20条、第25条第1項から第3項までの規定は、各条項において適用期間が限定されていない限り、なお有効に存続するものとします。

#### 第23条(期限の利益の喪失及び解除)

1. お客様及び当社は、自己が次の各号の一に該当したときは、相手方からの催告又はその他の手続を要することなく、本規約に基づく一切の債務の履行につき、期限の利益を失い、直ちに残債務全額を一括現金にて相手方に支払うものとします。
  - (1)本規約に違反し、相手方より10日以上の期間を定めて書面でその是正を催告されたにもかかわらず、当該期間内にこれを是正しないとき
  - (2)差押、仮差押、仮処分、破産、特別清算、民事再生、会社更生の申立て等がなされたとき
  - (3)合併、会社分割、解散又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき

(4)その他取引を継続し難いと認められるとき

2. お客様及び当社は、相手方が前項各号の一に該当した場合には、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本規約を解除することができるものとします。
3. 当社は、経済事情の変化その他の事由により必要あるときは、60 日以上の期間を定めてお客様に通知することにより、本規約を解除又はコロケーションサービスの停止をすることができるものとします。

#### 第24条(輸出管理)

甲及び乙は「外国為替及び外国貿易法」及びこれらに係る政省令等並びに国連安全保障理事会決議による輸出管理に関する諸規制を遵守し、またコロケーションサービス関連して得られた有形・無形のことを、直接的・間接的を問わず軍事用途を目的として使用又は処分しないものとします。

#### 第25条 (反社会的勢力の排除)

1. お客様及び当社は、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。
  - (1)自らが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴排法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等(同条第1号に規定する行為。)を常習的に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人(以下併せて「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
  - (2)自己の代表者、役員又は主要な職員(雇用形態及び契約形態を問わない。)が反社会的勢力に該当しないこと。
  - (3)自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと。
  - (4)直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。
  - (5)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。
  - (6)反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
  - (7)自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
2. お客様及び当社は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
  - (1)相手方又は第三者に対する暴排法第9条各号に定める暴力的要求行為
  - (2)相手方又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)相手方又は第三者に対する、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - (4)偽計又は威力を用いて相手方又は第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
3. お客様及び当社は、以下の各号のいずれかに該当する者(以下「委託先等」という。)に対しても、前二項の規定を遵守させる義務を負うものとします。
  - (1)お客様当社間の取引に関連する契約(以下「関連契約」という。)の代理又は媒介を第三者に委託している場

合における当該第三者

(2) 関連契約を第三者と締結している場合における当該第三者

(3) 前二号に規定する第三者から下請又は再委託を受けている者(下請又は再委託が数次にわたる場合は、その全てを含む。)

4. お客様及び当社は、自ら又は自己の委託先等が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
5. お客様及び当社は、相手方に対し、相手方又は相手方の委託先等による第1項及び第2項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができるものとします。この場合、相手方は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければならないものとします。
6. お客様及び当社は、相手方又は相手方の委託先等が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、お客様当社間で締結されたすべての契約の全部又は一部を解除し、かつ、相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができるものとします。
7. 前項の規定により、相手方からお客様当社間で締結された契約を解除された場合又は反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、お客様及び当社は、当該相手方に対し、その名目を問わず、当該解除又は措置に関し生じた損害及び費用の一切の請求をしないものとします。
8. 約者及び当社は、第6項の規定によりお客様当社間で締結された契約を解除したことにより損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第26条(その他)

1. お客様及び当社は、相手方の事前の書面承諾なく、本規約より生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならないものとします。
2. 当社は、合理的な理由に基づき、本規約の内容を変更する権限を留保するものとします。本項に基づく変更を行った場合、お客様は変更後の規約に従うものとします。
3. 本規約に関し訴訟の必要が生じた場合、お客様及び当社は、当社の本店所在地を管轄する裁判所にのみ訴えを提起できるものとします。
4. 本規約に関する疑義又は本規約に定めなき事項が生じた場合、お客様及び当社は誠意をもって協議し、信義誠実の原則に基づき円満にこれを解決するものとします。

[附則]

第27条(実施期日)

この利用規約は平成27年7月1日より適用とします。